

ブラッドパッチ療法の保険適用及び脳脊髄液減少症の診断・治療の推進を求める意見書の提出について

ブラッドパッチ療法の保険適用及び脳脊髄液減少症の診断・治療の推進を求める意見書を次のとおり提出する。

平成25年3月22日提出

提出者 市議員 井上 与一郎 ほか63名
(自民党市議団, 日本共産党市議員団,
民主・都みらい, 公明党市議団,
みんなの党・無所属の会)

平成 年 月 日

衆議院議長, 参議院議長, 内閣総理大臣,
総務大臣, 厚生労働大臣 宛て

京都市会議長 名

ブラッドパッチ療法の保険適用及び脳脊髄液減少症の診断・治療の
推進を求める意見書

脳脊髄液減少症とは、交通事故などにより、頭頸部や全身を強打することによって脳脊髄液が漏れ続け、頭痛、けん怠感といった様々な症状が複合的に発症する疾病とされている。

医療現場においては、このような症状の原因が特定されない場合が多く、患者は、「怠け病」あるいは「精神的なもの」と判断されてきた。また、この疾病に対する治療法として、ブラッドパッチ療法の有用性が認められつつも、保険適用外であり、診断・治療基準も定まっていなため、患者本人の肉体的・精神的苦痛はもとより、患者家族の苦勞も計り知れないものがある。

平成23年度の厚生労働省研究班による「脳脊髄液減少症の診断・治療の確立に関する研究」の報告書に、「交通事故を含め外傷による脳脊髄液の漏れは決して稀ではない」と明記され、このことにより、外傷による髄液漏れは有り得ないとの医学界の常識を覆す結果となった。

さらに、脳脊髄液減少症の一部である「脳脊髄液漏出症」の画像診断基準が定められ、昨年5月に、治療法である硬膜外自家血注入療法（いわゆるブラッドパッチ療法）が「先進医療」として承認され、7月からブラッドパッチ療法の治療基準作りが開始された。

また、研究班により、世界初と言われる脳脊髄液減少症の周辺病態の研究も並行して行われることになっているが、脳脊髄液減少症患者の約8割は、「脳脊髄液漏出症」の診断基準には該当しないため、脳脊髄液減少症の周辺病態の解明に大きな期待が寄せられている。

よって国におかれては、下記の事項について、適切な措置を講じられるよう強く要望する。

記

- 1 ブラッドパッチ療法の治療基準を速やかに定め、早期に保険適用とすること。

- 2 「脳脊髄液減少症の診断・治療の確立に関する研究」を平成25年度以降も継続し、「診療ガイドライン」の早期作成と共に、子どもに特化した研究及び周辺病態の解明を行うこと。
- 3 脳脊髄液減少症の実態調査を実施し、患者・家族に対する相談及び支援体制を確立すること。
- 4 ブラッドパッチ療法に関する「先進医療」認定施設の増設に努めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。